

# 福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会

## 報 告 書

平成27年11月

福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会

「福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会」において、福岡市保育協会補助金について検証を行い、市民の理解が得られ、保育士の処遇改善に資する保育所運営補助のあり方について検討を行いましたので、ここに報告します。

今後は、この報告書をもとに、子育て支援と保育士の処遇改善という重要な視点を持って、公正適切で、市民の納得がいく保育所運営補助を含めた保育行政を進めていただくよう希望いたします。

平成 27 年 11 月  
福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会  
委員長 針塚 進

## 目次

I 保育士の処遇	P 3
II 私立保育所の運営状況	P 10
III 保育協会補助金の検証	P 16
IV 今後の保育所運営補助のあり方	P 20
資料 1 保育協会補助金の概要について	P 22
資料 2 保育協会補助金見直しに係る論点について	P 34
参考	P 44
福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会設置要綱	
福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会委員名簿	
福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会開催経緯	

# I 保育士の処遇

## 1 確認事項

### (1) 福岡市の保育士の状況

- 福岡市は、待機児童解消に向けた保育所整備を推進しており、保育士の確保が重要となっている。
- そのような中、福岡市内には、推計で約 10,600 人の潜在保育士（保育所等で就労していない保育士資格保有者）があり、指定保育士養成施設（保育士資格取得に必要な科目・課程を履修できる大学、短期大学等）の卒業者のうち保育所への就職者の割合は、卒業者の約 40% となっている。
- また、福岡市内の私立保育所における保育士の離職状況としては、1 施設当たり年間平均で非正規も含め 5 人程度、約 18% が離職する状況となっている。

『潜在保育士数（推計）』

（平成 26 年 12 月末日現在）

福岡市内の保育士 有資格者数 A	認可保育所 従事者数 B	認可外保育施設 従事者数 C	潜在保育士数 (A-B-C)
約 16,600 人	5,363 人	632 人	約 10,600 人

※1 福岡市内の保育士有資格者数は、平成 26 年 12 月末日現在の福岡県内の保育士有資格者数（福岡県発行の保育士証保有者数）に県の人口に占める福岡市の人口の割合を乗じて算出

※2 認可保育所従事者数及び認可外保育施設従事者数は、平成 26 年 4 月 1 日現在

『福岡市内の保育士養成施設の卒業者数及び保育所就職状況』

（単位：人）

年度	養成 施設数	卒業者数	左記のうち保育所への 就職者数(割合)	左記うち市内保育所への 就職者数(割合)
H24	13	1,265	507 (40%)	—
H25	13	1,292	534 (41%)	260 (49%)

資料出所：保育士養成施設等訪問調査（一般社団法人福岡市保育協会及び福岡市こども未来局実施）結果。平成 24 年度の市内保育所への就職者数は未調査

## 《私立保育所における保育士の離職状況》

年度	私立保育所数 (A)	雇用形態	離職者数 (B)	4/1現在の保育士数 (C)	1施設当たりの離職者数 (B/A)	当年度中に離職した者の割合 (B/C)
H23	165 か所	正規	300 人	2,251 人	2 人	13.3 %
		非正規	453 人	1,842 人	3 人	24.6 %
		計	753 人	4,093 人	5 人	18.4 %
H24	174 か所	正規	342 人	2,368 人	2 人	14.4 %
		非正規	530 人	1,923 人	4 人	27.6 %
		計	872 人	4,291 人	6 人	20.3 %
H25	181 か所	正規	375 人	2,511 人	2 人	14.9 %
		非正規	448 人	1,978 人	3 人	22.6 %
		計	823 人	4,489 人	5 人	18.3 %

※1 資料出所：福岡市こども未来局調査結果

※2 正規保育士とは、施設が定めた勤務時間数のすべてを勤務している保育士であって、期間を決めずに雇われている者をいう。

※3 非正規保育士とは、正規保育士以外の保育士をいう。

## (2) 保育士の待遇等の状況

- 福岡市内の私立保育所に勤務する保育士の雇用形態について、常勤の割合は全国平均と同水準の約 80%，正規の割合は約 56% となっている。

## 《保育士の雇用形態》

区分	人数(構成率)	
	全国	福岡市
常勤保育士	203,334人 (79.6%)	3,570人 (79.5%)
正規保育士	—	2,511人 (55.9%)
非常勤保育士	52,230人 (20.4%)	919人 (20.5%)
計	255,564人 (100.0%)	4,489人 (100.0%)

※1 資料出所：全国の数値は、平成 25 年社会福祉施設等調査。福岡市の数値は、平成 25 年度保育園職員名簿

※2 常勤保育士とは、施設が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者をいう。

※3 正規保育士とは、常勤保育士のうち期間を決めずに雇われている者をいう。全国の正規保育士数は不明

※4 非常勤保育士とは、常勤保育士以外の者をいう。

- 給与月額について保育士と他業種（中小企業規模）の全国的な比較では、全職種 30 万 400 円（勤続年数 10.5 年），看護師 34 万 3,800 円（同 8.0 年），幼稚園教諭 28 万 3,700 円（同 7.9 年）のところ、保育士は 25 万 9,300 円（同 8.1 年）となっている。
- また、中小企業規模の企業（全職種。10 人～99 人）の勤続年数 5 ～ 9 年目の給与月額は、29 万 7,100 円となっている。
- なお、平成 26 年度の九州各県の保育士の給与月額を比較すると、概ね各県 23 万円台のところ、福岡県は 26 万 8,000 円（勤続年数 7.2 年）となっている。

- こうした状況の中、平成 26 年度の福岡市内の私立保育所に勤務する正規保育士の給与月額は、福岡市からの各種補助制度もあり、30万3,700円（勤続年数6.2年）となっている。

#### 『保育士給与と他業種比較（企業規模 10～99人）』

項目 職種	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)	勤続年数
全職種	262.4千円	456.2千円	3,605.0千円	300.4千円	10.5年
看護師	289.8千円	647.5千円	4,125.1千円	343.8千円	8.0年
福祉施設介護員	208.7千円	453.9千円	2,958.3千円	246.5千円	5.7年
ホームヘルパー	210.7千円	245.4千円	2,773.8千円	231.2千円	4.9年
幼稚園教諭	226.4千円	687.8千円	3,404.6千円	283.7千円	7.9年
保育士	209.2千円	601.5千円	3,111.9千円	259.3千円	8.1年

備考（次表及び次々表において同じ。）

- 資料出所：平成 26 年賃金構造基本統計調査
- 対象者は、一般労働者（短時間労働者（1日の労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般的の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者）
- 所定内給与額は、平成 26 年 6 月分として支給された現金給与額（基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などを含み、超過労働給与額は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額
- 年間賞与その他特別給与額は、平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。
- 勤続年数は、労働者がその企業に雇入れられてからの勤続年数をいう。

#### 『勤続年数 5～9 年目の給与の状況（全職種）』

項目 企業規模	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)
計(10人以上)	269.3千円	731.8千円	3,963.4千円	330.3千円
1,000人以上	289.3千円	988.5千円	4,460.1千円	371.7千円
100人～99人	262.0千円	713.1千円	3,857.1千円	321.4千円
10人～99人	257.2千円	479.0千円	3,565.4千円	297.1千円

#### 『九州各県の保育士給与の比較』

項目 県名	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)	勤続年数
福岡県	220.8千円	566.5千円	3,216.1千円	268.0千円	7.2年
佐賀県	155.2千円	335.0千円	2,197.4千円	183.1千円	4.3年
長崎県	201.9千円	826.2千円	3,249.0千円	270.8千円	15.2年
熊本県	185.0千円	553.3千円	2,773.3千円	231.1千円	8.2年
大分県	190.3千円	593.3千円	2,876.9千円	239.7千円	7.1年
宮崎県	193.5千円	505.2千円	2,827.2千円	235.6千円	6.1年
鹿児島県	191.6千円	574.5千円	2,873.7千円	239.5千円	8.0年
沖縄県	180.2千円	424.6千円	2,587.0千円	215.6千円	7.2年

## 『福岡市内の私立保育所の正規保育士の状況』

給与額 ①	期末勤勉手当等 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③／12月)	勤続年数
230.9千円	873.6千円	3,644.4千円	303.7千円	6.2年

※1 資料出所：平成26年度保育園職員名簿

※2 対象者は、正規保育士

※3 給与額は、本俸額に長時間保育手当及び勤続手当、初任給調整措置費等を加えた額（通勤手当及  
家族手当、超過労働給与額等は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額

※4 期末勤勉手当等は、期末勤勉手当額（本俸額等の3.95月分）に被服手当（7,700円）及び研修費  
(20,000円)を加えた額をいう。

- 初任給額について、中小企業規模の企業（全職種）では、高専・短大卒16万9,700円、大学卒19万4,200円新規採用時のところ、福岡市内の私立保育所の正規保育士の月額給与は、福岡市からの初任給調整措置費補助もあり、短大卒18万6,000円、大学卒19万8,900円となっている。

## 『初任給額の比較（全職種）』

区分	企業規模	計(10人以上)	1,000人以上	100～999人	10～99人
高専・短大卒	全国	174.1千円	178.3千円	176.4千円	169.7千円
	福岡県	170.7千円	175.7千円	164.3千円	173.2千円
大学卒	全国	200.4千円	203.3千円	200.1千円	194.2千円
	福岡県	194.1千円	195.6千円	197.3千円	186.7千円
学歴計	全国	187.1千円	197.5千円	184.8千円	175.6千円
	福岡県	183.0千円	187.6千円	183.0千円	175.7千円

※1 資料出所：平成26年賃金構造基本統計調査

※2 対象者は、一般労働者（短時間労働者（1日の労働時間が一般的な労働者よりも短い又は1日の所定労働  
時間が一般的な労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般的な労働者よりも少ない労働者）以外の労働者）

※3 初任給額は、平成26年に採用した新規学卒者の所定内給与額（平成26年6月分として支給された現金  
給与額（基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などを含み、超過労働給与額は含まない。）  
であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額）から通勤手当を除いたもの。

## 『福岡市内の私立保育所の正規保育士の初任給』

	給与額 ①	保育協会補助金 ②	月額給与 ①+②
短大卒	168.9千円	17.2千円	186.0千円
大学卒	181.9千円	17.0千円	198.9千円

※1 資料出所：平成26年度保育園職員名簿

※2 対象者は、正規保育士

※3 給与額は、本俸額に諸手当を加えた額（通勤手当及び家族手当、超過労働給与額等  
は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額

※4 保育協会補助金は、長時間保育手当及び初任給調整措置費、勤続手当、被服手当(1/12),  
研修費(1/12)を合算した額

- 平成 25 年度の福岡市内の私立保育所における正規保育士の年次有給休暇の平均取得日数は 7.8 日のところ、中小企業規模の企業の同平均取得日数は、全産業計 7.4 日、医療・福祉 6.8 日となっている。

#### 『福岡市の私立保育所における正規保育士の年次有給休暇取得状況等』

保育所数 (H25.4.1現在)	左記のうち実地監査を行った保育所の状況			
	保育所数	正規保育士数 ①	年休取得日数 ②	平均取得日数 ②/①
181箇所	87箇所	1,254人	9,729日	7.8日

※ 資料出所：平成 26 年度実地監査結果（平成 25 年度取得実績）。年次有給休暇の付与日数は、未把握

（上記取得状況の内訳）

平均取得日数	保育所数	平均取得日数	保育所数
16日以上	4箇所	6日以上8日未満	17箇所
14日以上16日未満	6箇所	4日以上6日未満	15箇所
12日以上14日未満	7箇所	2日以上4日未満	11箇所
10日以上12日未満	12箇所	2日未満	6箇所
8日以上10日未満	9箇所	合計	87箇所

※ 年休の平均取得が最多の保育所 19.0 日（1 箇所）  
 " 最少の保育所 0 日（2 箇所）

#### 【参考】産業、企業規模別労働者 1 人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率

企業規模 区分	計(10人以上)			30～99人		
	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率
全産業計	18.5日	9.0日	48.8%	17.4日	7.4日	42.2%
医療・福祉	14.5日	6.6日	45.4%	14.9日	6.8日	45.7%

※1 資料出所：平成 26 年就労条件総合調査

※2 調査対象者は、期間を定めずに雇われている労働者よりパートタイム労働者（1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者の所定労働時間より短い者又は1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者）及び船員を除いたもの。

※3 付与日数には、繰越日数は含まない。

※4 取得率は、（取得日数計／付与日数計）×100 (%)

## 2 保育士の仕事の実態（福岡市保育士会による陳述意見）

- 保育士の仕事は、単に、子どもの世話をすることでも、子どもを遊ばせることでもなく、就学前の「人間形成の根っこが育つ」重要な時期に、科学的知識と実践知によって、就学後に必要な「心情・意欲・態度」を育むことである。
- 保育所保育指針に基づき、P D C A サイクルの中で保育を実践しており、特に 3 歳未満児や障がい児に対しては、個人差に合わせて保育を行っている。

- つまり、保育園の保育という仕事は、子どもたちが安心、安定した心で毎日過ごせるようにし、これから的人生を豊かにするための養護と教育を行う崇高な仕事である。保育士は、子どもの今だけでなく、将来どのように生きていくのかにも心を碎く仕事であり、誰にでもできる仕事ではない。
- 各園では、保育の質の向上のため、毎月、勤務時間外等に園内研修を行うなど努力している。
- このような使命を持って保育にあたっているからこそ、保護者が安心して働くという社会的意義や子育て支援的意義を保育士が果たせている。保育士が保護者の就労支援を行っている。
- 保育士は、保護者の子育て力の低下や多様化により、カウンセリング等の技術を代表としたこれまで以上の専門性を求められており、時間や労力など保育士としての力量を超えるものが多い一方で、保護者と子どもをつなぐ保育士の存在は実に重要になっている。
- 保育士は、保育だけではなく、掃除や計画・記録作成、保護者との連携のためのお便りの製作など、多岐にわたる業務を、園児の安全を確保しながら、常に緊張を強いられた状態で行っている。
- 業務が多岐にわたることに加え、園児の登園時の態勢を充実させるためや園児のがん病気の保護者への説明のため、保育士は勤務時間を超えて業務を行っている。
- 変わらない待遇や保育士の仕事を認めてもらえない空しさから、押しつぶされ、意欲ある保育士が辞めていくことも多い。

### 3 委員意見

#### (1) 処遇改善の必要性

- 何のために質を向上させるのか。保育士の質が上がれば、子どもの教育・保育の質も上がり、子どもがいい子どもに育っていくことに繋がると思う。
- 若い保育士が、一、二年で辞めている。また、体力的にも給与面でも時間的制約においても保育所で働くのは大変だと言っている。市内にいる潜在保育士が、保育士にまた戻りたいなと思える環境があればいいと思う。
- 保育所は1法人1施設という小規模な社会福祉法人による経営が多いが、家族経営の場合、職員はどんなに頑張っても施設長になることもできず、人生設計が描けない。

#### (2) 処遇改善の方法

- 保育士と比較して給与が高い看護師も、離職する人が多くいる。単純に給与を上げれば保育士の確保ができるわけではなく、給与以外の部分での働き方を支援するような仕組みにお金を使うほうが、効果が高いのではないか。
- 仕事を続けるには、もちろん賃金も重要だが、それ以外の労働条件もかなり

重要になってくる。

- ・ 休日出勤や時間外勤務に対して、法人が待遇面をきちんとフォローしているかどうかが非常に怪しく、経営者への働きかけが必要だ。
- ・ 保育協会は経営者の集まりであり、現場の声を吸い上げる機能が欠如しているのではとの感じを受けるため、悩みを聞く機関が必要である。
- ・ 保育士は、毎朝、毎晩、保護者に会い、いろいろなことを言われる。保育士が心の悩みや勤務条件などを相談できる相談機関があればいい。
- ・ 小中学校や高齢者施設、障がい者施設では、職員の相談体制の構築が進んでいる。保育分野でも、弁護士や社会保険労務士など関係機関との連携を考えはどうか。
- ・ 相談機関において大切なのは、相談者から、いつ、どういうことを聞いたか分からないようにして、専門家が経営者に問題を指摘する仕組みであり、そのような仕組みを行政がサポートすることも考えられる。

### (3) その他

- ・ 障がいを持っているお子さんに、市から加配の保育士がつくことは分かっているが、それ以上に大変だと思う。
- ・ 処遇改善や保育士の地位の向上といったことを福岡市がモデルとなって、もっと全国に発信してほしい。
- ・ 給与以外で大きいのは、保育士の社会的ステータスをどう向上させるかである。日本は、福祉的な専門職の社会的評価が、諸外国に比べ必ずしも高くない。
- ・ 非常勤やパートで、過去に保育士の経験がある方々をもっと雇用すれば、人的資源は増えるのではないか。
- ・ 給与以外の部分での心のケアをどうするかなど、日々の生活に密着した支援について、市外の地域からもよい方法を情報収集し、より身近な方法で、実現できる方策を考えるべき。

## 4 まとめ

### (1) 処遇改善の必要性

子どもの教育・保育の質を上げるためにには、保育士の質の向上が必要である。

保育士の離職防止や潜在保育士の保育所等への就労促進といった観点からも、保育士の処遇改善は重要である。

### (2) 処遇改善の方法

就労継続を促すためには、賃金だけでなく、それ以外の労働条件も重要であり、経営者による適切な雇用管理が行われるよう働きかけが必要である。

給与が高くとも離職者の多い職種があること等を踏まえると、例えば、心の悩みや勤務条件などを相談できる機関を設置するなど、給与以外の部分での働き方を支援するような仕組みの方がより効果的である。

## II 私立保育所の運営状況

### 1 確認事項

#### (1) 福岡市の保育施策

- 福岡市では、待機児童解消に向けた保育所整備を推進しており、平成27年4月1日現在で、5年前に比べ、保育所数は33か所増の207箇所、保育所定員は31.3%増の31,980人、入所児童数は26.1%増の32,669人となっている。
- これに伴い、福岡市の保育所関係予算は、年々増加しており、平成27年度は5年前に比べ、約110億円(43.2%)増の約366億円、一般会計に占める割合も5年前から1.2ポイント増の約4.7%となり、急激な伸びを示している。
- さらに、潜在的な保育ニーズを踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5年間で、3,789人分の保育所等の定員を確保することとしており、保育所整備費の他、保育所への委託料(保育所運営費)等も増加することが見込まれている。

『保育所数の推移(各年4月1日現在)』

(単位：箇所)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
私立	159	165	174	181	194	199
市立	15	12	11	10	9	8
合計	174	177	185	191	203	207

『福岡市の保育所入所状況の推移(各年4月1日現在)』

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成22-27年 増加率
就学前児童数(a)	79,578	81,213	82,978	83,477	84,168	84,678	6.4%
前年増減(数)	1,143	1,635	1,765	499	691	510	
保育所定員数(b)	24,349	25,104	26,264	27,664	30,018	31,980	31.3%
前年増減(数)	594	755	1,160	1,400	2,354	1,962	
入所申込数(c)	27,017	28,222	29,626	30,648	32,365	34,201	26.6%
前年増減(数)	991	1,205	1,404	1,022	1,717	1,836	
入所児童数(d)	25,913	26,732	27,880	28,984	31,249	32,669	26.1%
前年増減(数)	865	819	1,148	1,104	2,265	1,420	
未入所児童数(e=c-d)	1,104	1,490	1,746	1,664	1,116	1,532	38.8%
前年増減(数)	126	386	256	▲82	▲548	416	
待機児童数(f)	489	727	893	695	0	61	▲87.5%
前年増減(数)	16	238	166	▲198	▲695	61	
申し込み率 % (g=c/a)	34.0%	34.8%	35.7%	36.7%	38.5%	40.4%	18.8%
前年増減(ポイント)	+0.8	+0.8	+0.9	+1.0	+1.8	+1.9	

※ 定員数には、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(従業員枠含む)、居宅訪問型保育事業、幼稚園長時間預かり事業を含む。

## 『福岡市の保育所関係予算の推移』

(単位：百万円)

項目	年度	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保育所運営費		19,252	21,687	23,153	24,226	25,360	26,684	30,692
事業補助金等		743	964	1,039	1,074	1,566	1,748	924
保育協会補助金		1,244	1,332	1,415	1,491	1,551	1,692	1,717
施設整備補助金		0	1,575	1,969	1,855	3,513	2,982	3,301
計 (A)		21,238	25,557	27,576	28,645	31,990	33,107	36,634
一般会計 (B)		692,700	738,600	766,200	766,200	759,600	776,300	782,000
割合(A/B)		3.07%	3.46%	3.60%	3.74%	4.21%	4.26%	4.68%

※ 各項目の金額は、当初予算額

### (2) 保育所の運営

- 私立保育所は、国制度に基づく市町村からの委託料（保育所運営費）や各種補助金といった公費により運営されている。
- 平成27年度から実施された子ども・子育て支援新制度において、保育の質の改善のため、保育標準時間認定対応の常勤保育士等の人員費の追加や加算の新設など、市町村からの委託料は充実が図られ、増額されている。

## 『委託費（保育所運営費）の国の算定例』

- 90人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児（30：1）	34人	38.3%
3歳児（20：1）	18人	19.7%
1、2歳児（6：1）	30人	33.3%
乳児（3：1）	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

旧制度相当

新制度(平成27年度～)

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆：「質の改善」事項
基本分単価(⑥)	65,320千円	70,157千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善（延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人（3時間分）の加配）、研修代替職員の配置（年間2日）
待遇改善(⑦)	5,650千円(10%)	7,908千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑧～⑬)	5,594千円	7,266千円	・所長設置加算 ☆3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(⑭～⑯)	3,823千円	4,815千円	・主任保育士専任加算（子育て支援活動費を追加）、事務職員雇上費加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	80,387千円	90,146千円	・増加額：9,759千円(B-A)

※ 平成27年3月10日 内閣府開催 子ども・子育て支援新制度説明会 資料1-1 「平成27年度における施設給付等の公定価格について」 P4より抜粋

### (3) 保育所の経営状況

- 平成25年度決算における市内私立保育所の1箇所当たりの経常収支差額は、520万円（全市合計約9億5,000千万円）となっている。
- 平成25年度決算における市内私立保育所の1箇所当たりの累積繰越金は、約4,900万円となっており、平成23年度以降減少しているが、これは待機児童解消のため増改築等の施設整備を実施した保育所の累積繰越金が減少したことによるものである。

『平成25年度決算の状況（福岡市内の私立保育所1か所あたりの平均）』

保育所数(H25年度末現在)	182か所
定員数(H25年度末現在)	145人

収支状況		金額
事業活動収入計	A	154,618千円
運営費収入		131,597千円
経常経費補助金収入		15,640千円
利用料収入		2,429千円
その他収入		1,761千円
国庫補助金等特別積立金取崩額		3,191千円
事業活動支出計		150,855千円
人件費	B	110,108千円
事務費	C	12,654千円
事業費	D	20,784千円
減価償却費	E	7,296千円
その他支出	F	13千円
事業活動収支差額		3,763千円
事業活動外収入計		3,840千円
事業活動外支出計		2,403千円
事業活動外収支差額		1,437千円
経常収支差額	G	5,200千円

事業活動収入に対する比率		割合
人件費比率	B/A	71.21%
事務費比率	C/A	8.18%
事業費比率	D/A	13.44%
減価償却費比率	E/A	4.72%
その他支出比率	F/A	0.01%
経常収支差額率	G/A	3.36%

【参考】平成25年度における施設整備等の実施・未実施別の経常収支差額率の比較

区分	経常収支差額率
実施	40か所 1.14%
未実施	142か所 4.08%

『累積繰越金の状況』

#### ◆ 累積繰越金の推移（全私立保育所）

（単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
累積繰越金額	8,320,975	8,476,772	9,004,077	9,540,234	9,849,111	10,008,343	8,949,312
1か所あたりの累積繰越金額	54,743	55,044	57,718	60,001	59,692	56,866	49,172
前年度増減	—	301	2,674	2,283	▲ 309	▲ 2,826	▲ 7,694

※ 累積繰越金（福岡市保育協会補助金交付要綱第2条第7号）＝当期末支払資金残高+積立金

#### 【参考1】施設整備等の実施・未実施別の累積繰越金の推移

（単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
実施	累積繰越金額	4,698,589	4,745,218	4,932,253	5,178,688	5,302,317	5,408,164	4,248,939
	1か所あたりの累積繰越金額	58,732	57,869	58,717	59,525	57,014	52,002	38,627
	前年度増減	—	▲ 863	848	808	▲ 2,511	▲ 5,012	▲ 13,375
未実施	累積繰越金額	3,622,386	3,731,554	4,071,824	4,361,546	4,546,794	4,600,179	4,700,373
	1か所あたりの累積繰越金額	50,311	51,827	56,553	60,577	63,150	63,891	65,283
	前年度増減	—	1,516	4,726	4,024	2,573	741	1,392

※ 未実施の保育所とは、H19年度からH25年度において施設整備等を実施しなかった保育所（72箇所）をいう。

## 【参考2】私立保育所の整備状況

(単位：箇所)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保育所数	152	154	156	159	165	176	182
整備箇所数	5	5	15	25	25	32	47
新築 等	3	2	3	6	9	7	13
増改築・内部改修 等	2	3	12	19	16	25	34

※1 保育所数は各年度末日現在。整備箇所数は、各年度において整備事業を実施した保育所の数

※2 新築等のうち、平成19年度の1か所及び平成24年度の2か所、平成25年度の1か所は、それぞれ当該年度中途に開所

### (4) 社会福祉法人制度改革の動向

- 平成27年4月1日現在、福岡市内の私立保育所のうち、約93%（185箇所／199箇所）は、社会福祉法人により運営されている。
- 国においては、社会福祉法人が、福祉サービス供給の中心的役割を果たすとともに、地域社会に貢献するよう、法人のあり方を見直すこととしており、経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化等を行う社会福祉法人制度改革が進められている。

### 《運営主体別保育所数（平成27年4月1日現在）》

(単位：箇所)

私 立					市 立	合 計
社会福祉法人	学校法人	宗教法人	その他	小計		
185	9	4	1	199	8	207

## 2 委員意見

### (1) 保育所の経営状況

- 保育所の黒字額の源泉は全て補助金、税金であり、保育所を経営する社会福祉法人が持っている現預金はその黒字から蓄積されたものだ。補助金政策を考えるときに、福岡市で保育所を営む事業体にたまっているお金全体も含めて、将来どうやって市民のために使っていくかということも考える必要がある。
- 補助金がなくなったら、福岡市の保育所の経営が全く成り立たなくなるのかをマクロ的に検証する必要があるが、今回問題となっている補助金の合計額5億円が全部なくなったとしても、保育所全体で年間10億円の黒字が出ており、さらに国の運営費の増額もあるため、黒字が減るとは思えない。
- 福岡市の場合、1保育所当たり年間520万の利益が出ているが、その財源は全部、税金。仮に利益が減るとしても、それは税金の使い方が変わることであって、経営者自身が負担しているということではない。

## (2) 社会福祉法人による保育所経営

- ・ 社会福祉法人は補助金で守られてきており、ほかの業界から見ると、社会福祉法人ほど経営が安定したところはない。
- ・ 保育所の経営格差を財務分析し、構造的に赤字になっている保育所があれば、それを公費で救済する意味があるのか検討し、経営者に問題があるのであれば、替わっていただくような指導を今まで以上に徹底してほしい。
- ・ 繰越金がないと施設がつくれないというのは、仕事をしていない社会福祉法人の経営者の決まり文句。福岡市の保育所経営者の中にも借金して保育所を作り市民のニーズに応えている方もおり、そういうところを福岡市が重点的に支援していけば、市の保育所は充実していくのではないか。
- ・ 市内の保育所を経営する社会福祉法人の剰余金は約 89 億円あり、一つの法人でみると金額は大きくないが、複数のやる気のある社会福祉法人が共同して新しい保育所を設置することを考えはどうか。そういうところに重点的に財源投入するのであれば、市民の理解も得られるのではないか。
- ・ 保育分野の社会福祉法人は、やはりぬるま湯につかっていたのかという印象。他の福祉分野と同様に、競争下において、経営やサービスの向上に向かってこれから努力していかなければならない。

## (3) 保育所経営者の責任と保育士の処遇

- ・ 国や市の補助金の名目に関わらず、トータルの財源の中で職員の処遇をどうやって改善するのか考えるのは、経営者の仕事である。
- ・ 国及び市の政策として、法人に対する補助金を増やすのかという議論がある一方で、それを職員に給与としてきちんと払うかどうかは雇用主である社会福祉法人の経営判断だと思う。補助金の議論をするときは、補助金の額や趣旨の問題もあると思うが、最終的には、経営者がどういうふうにするかが最も重要
- ・ 国と市の制度変更トータルで福岡市内の子どもの支援が以前より充実するかが重要であり、充実された結果、保育士の給与が減るのであれば、雇用主である保育所経営者の公費の使い方に問題がある。
- ・ 補助金をどう保育士に還元していくか、この園で一生懸命働きたいんだと思える労働条件になっているかは、経営者の資質によるというのは確かだ。
- ・ 補助金の性格上、きちんと考えておくべきことがある。つまり、補助金は市民の税金であり、有効に使うということを保育所の経営者は考えないといけない。教育・保育の質を向上させるために新制度ができているので、そのためには補助金をどう生かしていくのかが問題になる。

## (4) その他

- ・ 新制度においては、保育士の雇用に関して、常勤・非常勤及び土曜日の問題等は、組み合わせやローテーション、雇用など、かなり工夫が必要だと思う。
- ・ 各保育園には、障がいのある子どもが何人かいると思う。保育士は、きちんと

と見てくれているが、そのような子どもたちが朝から来たときに、こうであつたらいいというようなシフトにはなかなかならない。

- ・ 各保育園によって、いろいろな特色を持って保育を行っており、そこをどんどん伸ばしてもらえば、ここの保育園に行きたい、ここの保育園に勤めたいと思う保育士も増えていくのではないか。
- ・ 市の監査においては、数字の確認だけではなく、保育士たちが子どもを安全、安心に預かっている部分を認めてもらえる仕組みを設けてほしい。市と社会福祉法人が、子どもたちの幸せのために力を合わせていただきたい。
- ・ 保育士の日常の仕事は、長時間神経をすり減らす、激務である。障害のある子どもは増えており、いわゆるグレーゾーンの子どもも多い。補助金だけに頼った運営はよくなく、自助努力が課せられているので、そういうことをきちんとと考えながら運営していく経営者の力が必要だ。また、このようなことに関し、市と保育所が協力して取り組んでほしい。

### 3 まとめ

#### (1) 保育所の経営状況

福岡市の私立保育所は、税金を源泉とした一定額の黒字や預貯金を保有しており、今回の補助金見直しによって、保育所の経営が成り立たなくなるのかをマクロ的に検証する必要がある。

国基準に基づく委託料（保育所運営費）の増額もあるため、今回の補助金見直しにより、黒字額等が減少するとは考えられず、仮に利益が減少するとしても、それは税金の使い方が変わることであって、経営者自身が負担しているということではない。

#### (2) 社会福祉法人による保育所経営

社会福祉法人は、補助金により守られており、他の業界から見ると経営が安定しているが、保育所の経営格差を財務分析し、経営者に問題があるのであれば、これまで以上の指導が必要である。

保育分野の社会福祉法人も、今後は、他の福祉分野と同様に、競争下において、経営やサービスの向上に向けた努力をしていかなければならない。

#### (3) 保育所経営者の責任と保育士の待遇

トータルの収入の中で、どのように職員の待遇を改善するかは、雇用主である経営者の判断であり、全体として制度が充実されたのに、保育士の給与が減るのであれば、経営者の使い方に問題があるということになる。

また、補助金や委託料は税金を原資としていることから、保育所の経営者は、教育・保育の質の向上のため、有効に使うということを考えなければならない。

### III 保育協会補助金の検証

#### 1 確認事項

##### (1) 補助金の原則

- ・ 補助金は、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、客観的に公益上必要であると認められる場合に交付できるもの。
- ・ 福岡市補助金ガイドラインにおいても、「補助金とは、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるにもかかわらず、その財源の多くは市民の税金が使われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければならない」と規定されている。

##### (2) 保育協会補助金の概要について

資料 1 (P22～) のとおり

##### (3) 保育協会補助金見直しに係る論点について

資料 2 (P34～) のとおり

#### 2 委員意見

##### (1) 検証にあたっての視点

- ・ 平成 27 年度は子ども・子育て支援新制度の初年度であり、運営費と市の補助金の重複といった点から、ゼロベースで見直すことが必要ではないか。
- ・ 新制度と補助金の重複については、きちんと整理し、二重に支払うことはよくないと思う。
- ・ 過去の経緯や歴史等があるとしても、子ども・子育て支援新制度の中でどのように収支を考えていくかということを全体的に見直しながら考えていくほうが、より建設的である。市からの補助金が出ない場合、長時間保育手当を出さない就業規則となっているなどという話は今後は通用せず、それを含めて全体を見直すことを市が指導すべき。
- ・ 社会福祉法人制度改革は、内部統制機能を十分に果たせず多額の税金が外部にもれています現状にメスを入れるものである。親族や特別の利害関係を有する者との取引内容の公開義務付けなど厳しい内容であるが、これらは業界団体の代表も入って決めたものである。これらの状況を踏まえると、仮に市がもっと税金を投入するのであれば、それが職員のためになっているか確認する必要がある。

## (2) 長時間保育手当

### 【存続・廃止】

- ・ 長時間保育手当については、新制度の公定価格の中に含まれていると理解しており、従来の長時間保育手当という形ではなくて、新制度の運営費以外に本当に必要なものがあれば、それを福岡市が政策的な補助金として検討するということであれば話は分かるが、そのまま存続させてこれを支給することについては、極めて問題がある。
- ・ 福岡市は平成12年から11時間保育を始め、その移行措置として、保育協会に補助金を出し、保育協会から保育士に手当を支給していたと認識しているが、新制度では国が11時間保育のための運営費を出すので、移行措置である長時間保育手当をなくしてもいいのではないか。
- ・ 保育協会から、長時間保育手当制度にこだわるわけではないという発言があったので、それについては廃止するのが一番いいのではないか。
- ・ 新制度を考えたときに、長時間保育のお金も入る、それから土曜日を開所したときにもきちんと補助金はおりてくるので、保育士を雇うなり加配なりすることも可能。それができるように現場が頑張ればいいと思っている。
- ・ 長時間保育手当は廃止することが妥当だと思うが、それは福岡市の責任が重くなることを意味する。国が子ども支援に動くわけなので、市は市民に対して、新しい財源が、保育所の経営者ではなくて保育士に行くことなど、今よりもよくなることを明確に説明しなければならない。
- ・ 国が新制度をつくったということからすると、これまでの福岡市の長時間保育手当はそれに対応しないという現状があるので、これは新制度に置きかえて廃止すべきだ。
- ・ 長時間保育手当は、既存保育士への処遇改善費という加算のような形になってしまっており、保育所の開所時間の延長に直接には役に立たないような補助金となっている。これだけ目的と手段が合致しないようないびつな補助金となったのは、ある意味、市の責任であるが、やはり基本的には廃止しなければならない。

### 【廃止にあたっての留意事項】

- ・ いびつな補助金とされたせいで、長時間保育手当の分基本給を下げていた保育園や、長時間保育手当を残業手当も含めた手当として処理した保育園があるかもしれません。このいびつな形を正そうと思えば、賃金規定全体を見直さなければならない。廃止に際して一定の時間的な猶予が必要になるのか、それとも国からお金が出ているので保育所で負担すべきとなるのか、いずれにしても、保育士に負担のないようにすべき。
- ・ 補助金がなくなり、保育士の処遇が園の裁量ということになれば、保育園ごとに質が変わることになる。
- ・ 延長保育の分については、明らかに新制度になってから運営費が増えるが、保育している子どもの人数によってかなり不安定になるということなので、そ

のような経営の不安定さを解消するような、処遇改善も含めた何らかの手当が必要である。単純に、今までの長時間保育手当を全部廃止して、全部延長保育分に回すとなると、処遇が大幅に低下する保育所が出てくるのではないかという危惧がある。

- ・ 運営費が増えるにもかかわらず、園によっては、「保育協会補助金がなければ長時間保育手当は支給しない」と就業規則で規定していることを理由に、長時間保育手当を出さないというのは、とんでもない話だ。
- ・ 現在の給与規程で長時間保育手当がなければ給与が減ると定めているところも、トータルで財源が出るのだから、給与が増えなければおかしい。廃止にあたって時間的猶予が必要との考え方もあるが、経営者の責任で規定を改定したら、給与は遡及して払うべきものであり、これは職員の権利である。
- ・ 今後、現場で働く保育士の給与や職場環境について、どれだけの還元があつたのか検証することが必要である。

### (3) 研修費

- ・ 研修費については、保育協会補助金として各園と保育協会に支給されている研修費もあるため、見直すべきだ。

### (4) 被服手当

- ・ 被服手当についても、公費で賄われているそうだが、見直してもいいのではないか。
- ・ 被服費は必要ないと思う。自分たちで使うものなので、施設と半額ずつ負担し合うなど、各園で取り組めばよいのではないだろうか。他の地域でも出しているところはないが、それでもやっていっている。

### 3 まとめ

#### (1) 検証にあたっての視点

補助金は、その財源が税金であることから、客観的に公益上必要であることや市民への説明責任が強く求められるものであり、保育協会補助金についても、国制度に基づく委託料（保育所運営費）との重複といった点から整理し、二重払いにならないようにすべき。

#### (2) 長時間保育手当

長時間保育手当は、子ども・子育て支援新制度における国制度に基づく委託料（保育所運営費）と重複していること、補助の目的と手段が合致していないことなどから、廃止することが妥当である。

ただし、廃止によって、保育士処遇の低下などの問題が生じるのであれば、市は必要な措置を検討するとともに、廃止後の保育士の処遇の状況について検証すべき。

#### (3) 研修費

研修費は、保育協会補助金として各園と保育協会に支給されている研修費もあるため、廃止することが妥当である。

#### (4) 被服手当

被服費は施設等で負担できるものと考えられるため、被服手当は廃止することが妥当である。

## IV 今後の保育所運営補助のあり方

### 1 委員意見

#### (1) 全般的な補助のあり方

- ・ 今後の全般的な補助のあり方については、社会福祉法改正と子ども・子育て支援新制度をあわせて、考えていく必要がある。
- ・ 社会福祉法改正で財務諸表の開示義務が項目として挙げられているが、補助行政は、正しい財務諸表が開示されることが前提。日本公認会計士協会が社会福祉法人の財務分析の考え方を公表しているので、そういういたものを参考にして、補助行政でめり張りをつけることも必要ではないか。
- ・ 財務規律の強化の点では、新しい社会福祉法の考え方へ沿って、再投資可能な剰余の分を自ら再投資するように、補助金を支給する前に福岡市が指導することも必要であろうし、保育所の経営者も、余剰分を有効に使う経営努力をこれからもする必要がある。
- ・ 公的な制度を決める権限を持っているのは所轄庁であり、社会のいろいろな構造変化の中で所轄庁が見直すとしたら、それに従うのが当然。国の政策として子ども支援のためにお金をもっと投入すべきというのを誰もが認めることだが、保育協会の主張はそもそも経営姿勢に問題がある。
- ・ そもそも補助金は行政が政策判断のうえ税金を投入するものであり、受け取る側に要求する権利はないということを明確にしておく必要がある。業界サイドから補助金に対して強い意見があることに違和感がある。
- ・ 財政の観点からいうと、市が全体の財政を勘案して財源を全体的にどう配分するか決めるわけであり、一つの補助金を廃止したら同じところに別の名目で当然に配分することは、原則論として、まずあり得ない。

#### (2) 補助制度と保育行政

- ・ 新制度になって保育士の待遇や処遇が従来より低下するようでは困る。長時間保育手当は見直すという方向にしても、園それぞれの諸事情、あるいはそれぞれの多様性があるので、それらを勘案して、今後、どういう支援ができるのかを改めて保育協会と連携して考えてもらうことが、市の子育て支援の拡充や保育士の処遇改善の方向に結びつくのではないか。
- ・ 国の新制度で不足している部分を福岡方式として補填するというか、補助、支援をするというところを市が一つ作ると、今回の議論が非常に生かされる。
- ・ こういう方向に保育所又は保育士を持っていきたいという政策的なところも考えながら、それに合致するような形で補助金を考えてほしい。この長時間保育手当というのは、まさに保育士の頭割りで手当が行くような形になっていたので、もう少し政策的な形にすると、本当の意味での質の向上につながるのでないか。

- ・ 保育所を運営している事業体の中には赤字のところが 25%あるということだが、市で財務分析して、収支格差がどこで生じているのかということを明確にすれば、補助金制度の見直しにも大いに役立つのではないか。
- ・ 新しい制度を導入するときには、どこの企業でも従業員が不安を抱くものだが、そういったところを大丈夫だよということで移行的な措置を何か講じれば、目に見えない不安は払拭されるのではないか。

### (3) 補助制度の見直しと市民へのアカウンタビリティ（説明責任）

- ・ 制度変更を考えているのであれば、その結果、これだけ従来よりもよくなりますと市が説明する必要がある。それは給与が上がるということでなくとも、市が、こういう支援の仕組みをつくるので、そこにお金を投入しますということであれば、市民も納得するはず。
- ・ 福岡市には、削減するであろう 5 億円をどう有効に使うかということで、未来を担う子どもや福祉のために使うということも多少考えてほしい。そういうことが少し見えると、保育協会も、「ああそうか」というところが出てくるのではないか。

## 2 まとめ

### (1) 全般的な補助のあり方

今後の全般的な補助のあり方については、社会福祉法改正と子ども・子育て支援新制度をあわせて考えていく必要があり、社会福祉法改正では、財務諸表の開示義務や再投資可能な剰余資産の再投資が挙げられており、社会福祉法人の財務分析をもとに補助行政にメリハリをつけたり、補助金を交付する前に再投資を指導することも必要である。

また、保育所の経営者も、再投資可能な余剰資産を有効に使うよう経営努力をする必要がある。

なお、補助金は、行政が全体の財政を勘案し、政策判断のうえ決めるものであり、一つの補助金を廃止した場合、同じところに別の名目の補助金が当然に配分されるというものではない。

### (2) 補助制度と保育行政

今後の補助制度については、子育て支援の拡充や保育士の待遇改善等につながるよう、各保育所の財務分析も踏まえながら、子ども・子育て支援新制度において不足する部分への支援など、政策的な形で検討すべき。

### (3) 補助制度の見直しと市民へのアカウンタビリティ（説明責任）

補助制度の変更を行うにあたっては、市民に対して補助の目的や効果等を明確に説明する必要がある。

# 保育協会補助金の概要について

## 目次

- I 制度の概要
- II 補助項目の詳細

## I 制度の概要

---

1 根拠等

2 予算額の推移

## I 制度の概要

### 1 根拠等

- **根 拠**：福岡市保育協会補助金交付要綱 等（福岡市独自制度）
- **目 的**：私立保育所職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図ること
- **執行方法**：市が、(一社)福岡市保育協会に対して補助金を交付し、同協会が、市の交付基準に従い、補助金を私立保育所に配分するとともに、一部を直接執行

補助対象（補助項目）	
協会が執行	<b>保育協会の運営に要する費用</b> (人件費、事務費、管理費)
	<b>研修等の保育協会が行う事業に要する費用</b> (一般職員研修、人権研修、保育士他都市研修、調理員他都市研修)
保育所に配分	<b>職員の処遇改善、資質の向上に要する費用</b> (長時間保育手当、勤続手当、初任給調整措置費、研修費、被服手当)
	<b>入所児童の処遇改善に要する費用【職員雇用費】</b> (充実保育士雇用費、パート調理員雇用費、週休代替職員雇用費 等)
	<b>その他、私立保育所の運営に要する費用</b> (退職共済掛金、「腸管出血性大腸菌」対策検便経費、報償費 等)
	<b>職員の研修に要する費用</b> (人権研修、施設研修)

## I 制度の概要

### 2 予算額の推移

項目		年度	H17	(単位：千円)					
協会が執行	保育協会の運営に要する費用		22,281		21,107	20,925	20,902	20,831	20,725
	研修等の保育協会の事業に要する費用		9,671		16,185	10,634	11,282	11,858	12,559
	小計		31,952		37,292	31,559	32,184	32,689	33,284
保育所に配分	職員の処遇改善等に要する費用		516,274		556,840	598,939	627,097	658,168	746,158
	入所児童の処遇改善に要する費用		525,610		542,409	579,710	615,360	636,459	668,178
	私立保育所の運営に要する費用		151,322		180,638	188,311	199,218	206,477	227,557
	職員の研修に要する費用		18,619		14,994	16,744	16,700	16,951	16,771
	小計		1,211,825		1,294,881	1,383,704	1,458,375	1,518,055	1,658,664
合計			1,243,777		1,332,173	1,415,263	1,490,559	1,550,744	1,691,948
									1,716,857

## II 補助項目の詳細

### 1 保育協会が執行する補助金

### 2 保育協会が各保育所に配分する補助金

## II 補助項目の詳細

### 1 保育協会が執行する補助金

#### (1) 保育協会の運営に関する費用

保育協会の運営に要する経費で次の区分により助成する。

・ 人件費（事務局職員の給与）	13,778千円
・ 事務費（事務局の事務用品費、印刷代等）	224千円
・ 管理費（事務局のパソコン等リース経費等）	1,938千円
計	15,940千円

#### (2) 研修等の保育協会が行う事業に要する費用

保育協会の研修計画実施に要する経費として次の区分により助成する。

・ 一般職員研修	7,698千円
・ 人権研修	504千円
・ 保育士他都市研修	3,949千円
・ 調理員他都市研修	786千円
計	12,937千円

## 2 保育協会が各保育所に配分する補助金

### (1) 職員の処遇改善、資質の向上に要する費用

補助項目	H27年度予算額
① 初任給調整措置費	76,483千円
② 研修費	66,100千円
③ 長時間保育手当	423,621千円
④ 被服手当	27,413千円
⑤ 勤続手当	168,744千円
計	762,361千円

見直し協議中

#### ① 初任給調整措置費

職員の処遇改善と資質の向上を図るとともに職員雇用の充実のため、平成2年度の国家公務員の給与改定で初任給の1号俸アップによる在職者調整が行われたので、それを基準に助成する。

#### ◆初任給調整措置費 補助額

【保育士】

勤続年数			支給額
高卒	短大卒	大卒	月額
勤続1年目	—	—	0円
勤続2年目	—	—	0円
勤続3年目	勤続1年目	—	5,300円
勤続4年目	勤続2年目	—	4,500円
勤続5年目	勤続3年目	勤続1年目	4,500円
勤続6年目	勤続4年目	勤続2年目	4,800円
勤続7年目	勤続5年目	勤続3年目	2,300円
勤続8年目	勤続6年目	勤続4年目	900円
※	※	※	3,300円
※	※	※	1,800円

・「※」については、各園が定める給与規程における初任給基準表に定める職務の級の次の級で、最初の号俸並びにその次の号俸を適用する者に補助する。

【調理員】

勤続年数				支給額
中卒	高卒	短大卒	大卒	月額
勤続1年目	—	—	—	3,800円
勤続2年目	—	—	—	3,800円
勤続3年目	勤続1年目	—	—	3,900円
勤続4年目	勤続2年目	—	—	3,100円
勤続5年目	勤続3年目	勤続1年目	—	4,700円
勤続6年目	勤続4年目	勤続2年目	—	3,600円
勤続7年目	勤続5年目	勤続3年目	勤続1年目	4,500円
勤続8年目	勤続6年目	勤続4年目	勤続2年目	3,000円
勤続9年目	勤続7年目	勤続5年目	勤続3年目	1,800円

&lt;備考:勤続年数の考え方&gt;

・「勤続年数」とは、各園の給与規程に定めた初任給基準表による初任給号俸(職種、学歴による初任給)を勤続1年目とする。

## ② 研修費 (見直し協議中)

職員の自己研修費に対し助成する。

- ・ 保育士研修費 1人当たり 20,000円／年
- ・ 調理員研修費 1人当たり 20,000円／年

## ③ 長時間保育手当 (見直し協議中)

福岡市長時間保育実施要綱第3条及び第4条の条件（長時間保育を実施している等）を満たしている保育所に勤務する保育士・調理員に対し助成する。

助成額は要綱第8条に示す額（給与の号俸に応じた額）とする。

## ④ 被服手当 (見直し協議中)

- ・ 保育士 1人当たり 7,700円／年
- ・ 調理員 1人当たり 12,300円／年

## ⑤ 勤続手当

職員の処遇改善と資質の向上を図るとともに職員雇用の充実のため、保育士・調理員に対し、勤続年数に応じ助成する。

勤続年数	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年～
支給月額	1千円	5千円	7千円	10千円	12千円

## (2) 入所児童の処遇改善に要する費用【職員雇用費】

補助項目	H27年度予算額
① 家庭支援推進保育士雇用費	94,353千円
② 離島加配保育士雇用費	3,096千円
③ 充実保育士雇用費	181,160千円
④ 主任保育士の業務改善費	3,650千円
⑤ 年休等代替職員雇用費	39,434千円
⑥ 定員割れ対策による保育士雇用費	0千円
⑦ 週休代替職員雇用費	154,756千円
⑧ パート調理員雇用費	198,369千円
計	674,818千円

### ① 家庭支援推進保育士雇用費

家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が入所する私立保育所（被虐待児など配慮を要する児童やひとり親家庭の児童等が入所児童数の35%以上入所している保育所）に対し、指定された家庭支援推進保育事業実施要綱に定める加配保育士を雇用するための経費を助成する。

- ・ 保育士 1人当たり 3,587,966円／年

### ② 離島加配保育士雇用費

離島という地域的特殊性による保育士確保の困難性を解消するため年間雇用に係る指定された保育士雇用経費を助成する。

- ・ 保育士雇用費 3,096,173円／年

### ③ 充実保育士雇用費

保育士の労働条件を緩和し、保育内容の充実を図るため非常勤保育士を雇用する経費140日分を助成する。

- ・ 1施設当たり 905,800円／年

### ④ 主任保育士の業務改善費

国の主任保育士専任化制度の対象外の私立保育所について、主任保育士の業務負担を軽減するための代替非常勤保育士を雇用する経費を次の区分により助成する。

- ・ 1施設当たり 730,080円／年（前ページ①家庭支援推進保育士該当園除く。）
- ・ 1施設当たり 1,053,000円／年（前ページ①家庭支援推進保育士該当園）

### ⑤ 年休等代替職員雇用費

年間20日以内で実際に有給休暇を取得した日数について、運営費対象保育士・調理員は、（代替職員の）交通費加算分を助成することとし、福岡市保育協会補助金交付要綱第4条第6号イに定める保育士、調理員（家庭支援推進保育士などの加配保育士等）については代替職員を雇用する経費及び交通費加算分を助成する。

- ・ 代替保育士 賃金5,920円／日、交通費550円／日
- ・ 代替調理員 賃金5,816円／日、交通費550円／日

### ⑥ 定員割れ対策による保育士雇用費（現在該当する保育所なし）

福岡市私立保育所定員割れ対策実施要綱に該当する保育所（定員60人未満かつ年度当初の入所児童数が定員に対し25%以上減少する等の要件を満たす保育所）に助成する。

## ⑦ 週休代替職員雇用費

週休実施のための代替職員を雇用する経費を助成する。

ただし、運営費対象保育士・調理員は、運営費分を減額し助成する。する

- ・ 代替保育士 賃金5,920円／日、交通費550円／日
- ・ 代替調理員 賃金5,816円／日、交通費550円／日

## ⑧ パート調理員雇用費

定員100人以上の施設に対し、パート調理員の雇用に係る経費300日分を助成する。

- ・ 1施設当たり 1,255,500円／年

## (3) 私立保育所の運営に要する費用

補助項目	H27年度予算額
① 退職共済掛金	136,734千円
② 行事用給食費	19,213千円
③ 日本スポーツ振興センター負担金	5,994千円
④ 賠償責任保険	4,803千円
⑤ 報償費	21,127千円
⑥ 施設整備費	12,360千円
⑦ 「腸管出血性大腸菌」対策の検便経費	33,073千円
計	233,304千円

## ① 退職共済掛金

福祉医療機構の退職共済制度等の加入職員の掛け金を助成する。

- ・ 職員 1人当たり 39,000円／年

## ② 行事用給食費

行事用給食（年4回。入園式、運動会、遠足、卒園式）の充実のため助成する。

- ・ 入所児童 1人当たり 600円／年

## ③ 日本スポーツ振興センター負担金

日本スポーツ振興センターの掛金の施設負担分を次の区分で助成する。

- ・ A 階層 1人当たり 65円
- ・ B, C階層 1人当たり 375円
- ・ D 階層 1人当たり 125円

## ④ 賠償責任保険

入所児童全員を対象に賠償責任保険（施設内で事故が発生した場合の保障）の保険料を助成する。

- ・ 児童 1人当たり 150円／年

## ⑤ 報償費

運営費負担金（保育料）納入勧奨強化のための経費を助成する。

- ・ 1施設当たり 70,000円／年
- ・ 児童 1人当たり 215円／年

## ⑥ 施設整備費

保育所環境整備のための経費を助成する。

対象園：90人以下の保育所、社会福祉法人以外の保育所

- 1施設当たり 120,000円／年
- 定員児童1人当たり 2,000円／年

## ⑦ 「腸管出血性大腸菌」対策の検便経費

「腸管出血性大腸菌」対策のため、乳児担当保育士及び調理業務に従事する職員に対し助成する。

- 対象職員1人当たり 1,148円／月

## (4) 職員の研修に要する費用

補助項目	H27年度予算額
① 人権研修	14,780千円
② 施設研修	2,717千円
計	17,497千円

## ① 人権研修

### ア 主催研修

#### 【施設外研修】

- 研修実施のための経費を助成する。
  - ・ 参加者 1人当たり 600円／回（交通費）
  - ・ 資料作成費 200,000円を限度とする必要な額
- （施設外における）研修参加のための代替職員を雇用する経費を助成する。
  - ・ 代替保育士 日額2,960円（交通費550円加算）
  - ・ 代替調理員 日額2,908円（ “ ” ）

#### 【施設内研修】

- 施設における研修実施のための経費を助成する。
  - ・ 研修 1回当たり 「福岡市講師謝礼基準」に基づく必要な額（謝礼金）
  - ・ 児童定員に応じた次の区分の額（時間外手当）

50人未満の園	25,000円/年	200人以上250人未満の園	125,000円/年
50人以上100人未満の園	50,000円/年	250人以上300人未満の園	150,000円/年
100人以上150人未満の園	75,000円/年	300人以上350人未満の園	175,000円/年
150人以上200人未満の園	100,000円/年		

### イ 参加研修

職員が県内・県外で実施される研修参加にかかる経費を助成する。

- ・ 「福岡市職員等旅費支給条例」及び「福岡市職員等旅費支給条例施行規則」に基づく必要な額（旅費）
- ・ 研修参加に必要な額（参加費）

## ② 施設研修

各施設の職場研修を助成する。

- ・ 1施設当たり 13,520円／年

## 【参考】保育所への配分例（平成26年度実績）

(単位：円)

	90人定員	120人定員	150人定員	180人定員
職員の待遇改善、資質の向上に要する費用	2,539,808	3,333,550	3,012,404	4,965,856
初任給調整措置費	372,000	229,200	234,000	362,400
研修費	240,000	220,000	300,000	440,000
長時間保育手当	1,394,208	1,737,750	1,861,704	2,876,256
被服手当	101,600	101,600	124,700	183,200
勤続手当	432,000	1,045,000	492,000	1,104,000
入所児童の待遇改善に要する費用【職員雇用費】	1,479,144	2,701,050	6,776,526	3,204,176
家庭支援推進保育士雇用費	0	0	3,597,632	0
離島加配保育士雇用費	0	0	0	0
充実保育士雇用費	905,800	905,800	905,800	905,800
主任保育士の業務改善費	0	0	0	0
年休等代替職員雇用費	33,000	44,550	156,840	73,700
定員割れ対策による保育士雇用費	0	0	0	0
週休代替職員雇用費	540,344	517,700	883,254	991,676
パート調理員雇用費	0	1,233,000	1,233,000	1,233,000
私立保育所の運営に要する費用	1,105,807	822,875	1,008,495	1,385,195
退職共済掛金	507,000	507,000	624,000	897,000
行事用給食費	64,800	73,200	90,000	124,200
日本スポーツ振興センター負担金	17,875	19,385	33,485	41,015
賠償責任保険	15,000	18,000	21,000	30,750
報償費	93,220	96,230	102,250	114,290
施設整備費	300,000	0	0	0
「腸管出血性大腸菌」対策の検便経費	107,912	109,060	137,760	177,940
職員の研修に要する費用	44,090	43,866	138,780	55,220
人権研修	30,570	30,346	125,260	41,700
施設研修	13,520	13,520	13,520	13,520
合計	5,168,849	6,901,341	10,936,205	9,610,447

## 保育協会補助金見直しに係る論点について

項目	福岡市保育協会の主張
長時間保育手当	<p><b>論点：長時間保育手当の性格（運営費と二重払いとなるのか）</b></p> <p>○長時間保育手当は、平成6年度から、正規の保育士・調理員への処遇改善費として福岡市補助金要綱に明文化されており、新たに保育士を雇用する費用とは違う処遇改善のための手当であり、二重払いではない。（資料4-1 P2上段）</p> <p>○所定労働時間を超えた分の勤務に対して支給される時間外手当と勤務時間が変則となる保育士の処遇を金銭的に補う手当は補助金の性格が異なるもので、性格を変えて既に20年間もの間、保育士に直接支給されている。（資料4-2 P1右上）</p> <p><b>【旧制度のイメージ】</b></p> <p style="text-align: right;">(資料4-2 P3 左側より抜粋)</p> <p><b>長時間保育手当の変遷</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和45年度 超過勤務手当…正規保育士・賃金保育士</li> <li>○平成6年度 処遇改善手当…正規保育士</li> <li>○平成8年度 処遇改善手当…正規保育士・正規調理員 * 11時間開所に関係しない調理員に支給</li> </ul>

※ 表中文末の( )内は、第2回福岡市保育所運営費補助のあり方検討委員会の配布資料の該当箇所等

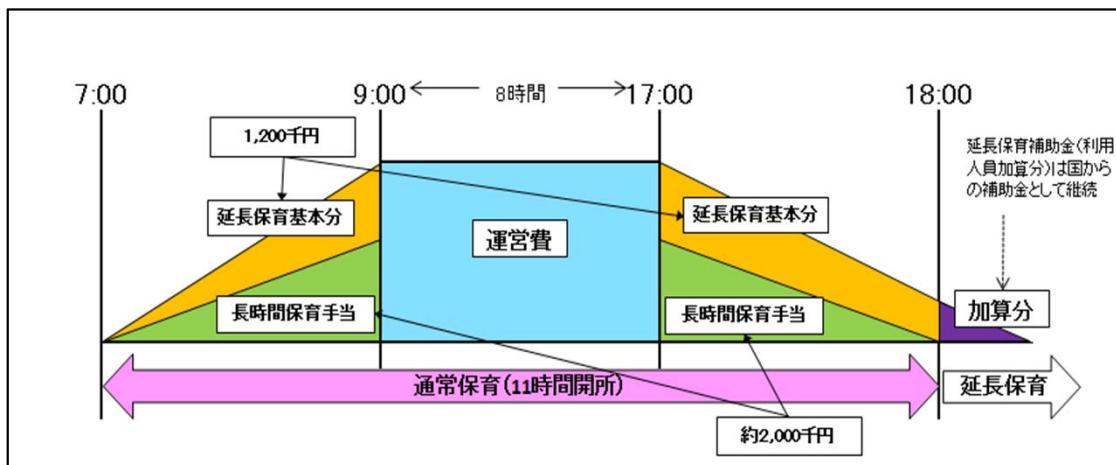
## 福岡市こども未来局の主張

### 論点：長時間保育手当の性格（運営費と二重払いとなるのか）

○長時間保育手当は、保育所の開所時間延長を目的とした（制度要綱を根拠とする）補助であって、その目的達成のため、職員が時差出勤（交代制勤務）を行うことに対し手当を支給するもので、単なる給与の上乗せのための補助ではない。（資料3 P3）

○平成26年度までの福岡市の制度は、11時間開所を運営費で9時から17時までをカバーし、朝2時間・夕方1時間部分を長時間保育手当及び延長保育推進事業補助（基本分）の合計年額約320万円でカバーしていたところ、平成27年度からの新制度においては、延長保育推進事業補助（基本分）約460万円が組み入れられた運営費で、11時間をカバーすることとなり、長時間保育手当について経費の重複が生じている。（資料3 P5,6）

#### 【旧制度のイメージ】



○11時間開所への対応に必要となる職員雇用費については、以下の内閣府資料のとおり、旧制度においても、延長保育推進事業補助（基本分）だけでなく、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、常勤保育士1人分が保育所運営費に算定されていた。

#### 【内閣府 事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】 P20】

##### Q 4) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

新制度における保育標準時間認定の子どもについては、原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、最大で11時間の保育を保障することとしています。現行制度においても、11時間の開所を求めているところですが、これへの対応として

①保育所運営費として、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上的人数を超えて1人常勤保育士を加配しているほか、

②延長保育促進事業の基本分としても開所時間の始期・終期の前後の時間帯での保育需要に対応するため、11時間の開所時間内に保育士（常勤1人相当）を加配するための補助を行っているところです。

新制度においては、現行制度で措置している常勤保育士1人分の加配を継続するとともに、開所時間の範囲内にもかかわらず延長保育の一部とされて分かりにくくと指摘されている延長保育基本分として措置されている常勤職員1人分に相当する費用を基本的な給付費・委託費の中に組み入れる形で整理し直すこととしています。

さらに、これらに加えて、保育士の勤務シフトを組みやすくし、保育士の負担軽減、保育士確保を促進するため、8時間を超える3時間分の非常勤保育士を加配する措置を講じることとしています。

項目	福岡市保育協会の主張
長時間保育手当	<p><b>論点：長時間保育手当の性格（運営費と二重払いとなるのか）</b></p> <p>【前ページ再掲】</p>
	<p><b>論点：新制度との関係【収入】（運営費増等に対する認識）</b></p> <p>○（運営費に組み込まれた）460万円は、保育標準時間認定の子どもの比率に応じて変化する。今後、短時間認定子どもの増加は十分に予想できる。今は、経過措置があるため標準時間認定の子どもの割合が福岡市の場合、97%と高い数値になっているが、これは大変不安定なもの。（資料4-1 P4上段）</p> <p>○平成27年4月1日現在、保育短時間認定の割合が50%の園が出てきており、こうなると、公定価格の上乗せになった分（460万円）が半分になる。さらに、保育短時間認定の割合が27%, 17%, 12%の割合の園もあり、この表（資料4-2 P9 上段）のとおり園に運営費が入ってこないこともある。（口頭意見を要約：第2回委員会会議録P38）</p>
	<p><b>論点：新制度との関係【支出】（新たな雇用の必要性、土曜日の開所時間）</b></p> <p>○福岡市では、延長保育基本分の一部（120万円）で11時間開所を実施してきたが、新制度が開始された平成27年度から福岡市においても他の自治体と同じように満額の460万円が支給され、職員配置が増えることを期待していた。（資料4-1 P2中段 要約）</p> <p>○内閣府が出している「よくある質問集」の101によると、新制度では11時間開所を確保するために、新たに保育標準時間の保育士を常勤で1名配置することになっている。このことは保育の現場にとって大変ありがたいこと。まさに460万円は、その11時間開所を確保するために常勤保育士を1名雇用するための経費である。これを本来の目的とは違う「長時間保育手当」に充てると、福岡市だけが全国の自治体並みの保育士配置ができない。（資料4-1 P2下段～P3上段 要約）</p> <p>○子ども未来局は「（標準時間認定保育士は）必ず常勤の保育士を充てることではなく、短時間勤務の保育士を充てることも可能であり、その場合は常勤換算できる」と主張している。しかし、内閣府が出している「よくある質問集」の101（資料4-2 P2左）において、保育標準時間認定子どもが少数の場合には非常勤職員でも差し支えないとしているが、保育標準時間認定に係る保育士は常勤保育士であり、年齢別配置基準とは別途配置する必要があるとしている。</p> <p>○子ども未来局作成の平成27年度監査基準表（資料4-2 P2右）には、最低基準の必要保育士のうち8割以上は正規職員を可能な限り配置できるよう努めることと書かれており、この必要保育士の算定には、この基準表のとおり保育標準時間認定子どもの受入加算の保育士1人も加算するように子ども未来局から指導され、27年度から1人加算して職員配置を行っている。</p> <p>○平成26年度まで福岡市では土曜日は午後4時までしか開所しておらず、職員も午後4時までしか雇っていなかったところ、新制度では午後6時まで開所するようになった。支出がその分どうしても増えることになるため、400万円から340万円ぐらい（運営費）収入が増えると言われても、色々な要素が加わると、保育協会としては非常に危ういという認識を持っている。（口頭意見を要約：第2回委員会会議録P36）</p>

## 福岡市こども未来局の主張

### 論点：長時間保育手当の性格（運営費と二重払いとなるのか）

○長時間保育手当は、長時間保育実施要綱に基づき、開所時間延長を実現するための保育所へのインセンティブとして、開所時間を延長し、かつ、当該延長を職員の時差出勤により対応している保育所に対し職員待遇改善費を補助するものであり、保育士のほか、保育と一体的に行われる給食の提供にあたる調理員も対象としている。

### 論点：新制度との関係【収入】（運営費増等に対する認識）

○平成27年4月1日現在、保育標準時間認定と保育短時間認定の割合は、97対3となっている。（口頭意見を要約：第2回委員会会議録P36）

○各保育所とも試算の結果、収入増となっているため、従来の長時間保育手当を各保育所で支給することは可能（資料3 P11）

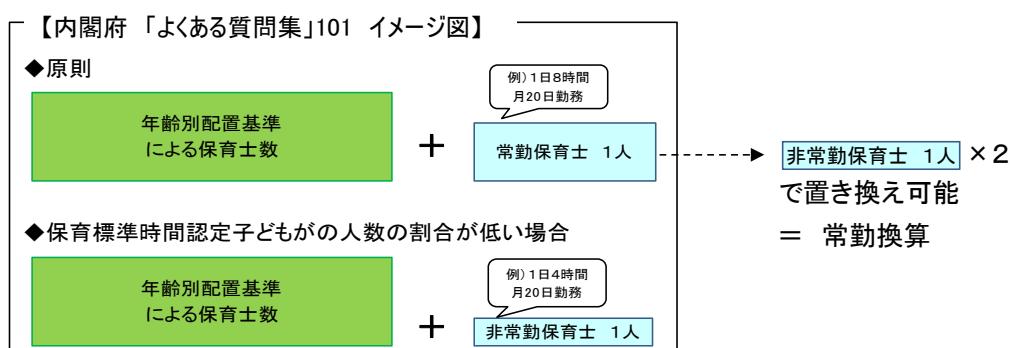
### 論点：新制度との関係【支出】（新たな雇用の必要性、土曜日の開所時間）

○厚生労働省からは、「保育標準時間認定の場合について、昨年度までの延長保育事業の基本分の経費が給付に入っているため、運営費としては1人多く加配を求められているように見えるかもしれないが、延長保育を行っている施設であれば、実質の雇用人数は変わらないと思われる」との回答を得ている。（資料3 P9）

○福岡市においても、これまで11時間開所を実施してきたので、雇用等について実質的な変更はない。（資料3 P7）

○厚生労働省に常勤保育士1人加配の解釈を確認したところ、「必ず常勤の保育士でなければならないということはない。短時間勤務の保育士を充てる場合は、常勤換算値を算出して、適正な配置をお願いしたい」とのこと。（資料3 P10）

○なお、内閣府作成の「よくある質問集」101（資料4-2 P2左）は、年齢別配置基準と別途配置する保育標準時間認定に係る保育士について、常勤保育士（1人）の配置を原則としつつ、保育標準時間認定子どもが少数の場合には、当該保育士について、非常勤保育士（1人）とすることも差支えない旨示したもの。



○平成27年度監査基準表（資料4-2 P2右）において、8割以上の正規職員を可能な限り配置できるように努めることとしている「最低基準表の必要保育士数」とは、市の条例（最低基準）で定める児童の年齢別保育士配置基準により算出される保育士数（資料4-2 P2右 算出根拠表 保育士数算定区分 保育士数合計の数）をいい、保育標準時間認定対応等の加配保育士を含むものではない。

○土曜開所の人員費は、別途対応できるだけの経費が新制度の運営費に算入されている。（資料3 P15）

項目	福岡市保育協会の主張															
長時間保育手当	<p><b>論点 : 新制度における収支</b></p> <p style="text-align: center;"><b>新制度における収支</b></p> <p>【福岡市保育協会の考え方(資料4-2 P8 右側より抜粋)】</p> <table border="1"> <tr> <td>運営費 (時間分)</td> <td>* 延長保育基本分の給付化 322万円 (保育標準時間が70%の場合)</td> <td>保育協会補助金 (長時間保育手当) 約200万円/園</td> </tr> <tr> <td>新 制 年 度</td> <td>保育標準時間認定園に対する 加配保育士(常勤)経費 正規職員 408万円/園</td> <td>+</td> <td>土曜2時間開所 超勤対応経費 63万円/園</td> <td>+</td> <td>土曜2時間開所 事業費・事務費 80万円/園</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△229万円</td> <td></td> </tr> </table>	運営費 (時間分)	* 延長保育基本分の給付化 322万円 (保育標準時間が70%の場合)	保育協会補助金 (長時間保育手当) 約200万円/園	新 制 年 度	保育標準時間認定園に対する 加配保育士(常勤)経費 正規職員 408万円/園	+	土曜2時間開所 超勤対応経費 63万円/園	+	土曜2時間開所 事業費・事務費 80万円/園					△229万円	
運営費 (時間分)	* 延長保育基本分の給付化 322万円 (保育標準時間が70%の場合)	保育協会補助金 (長時間保育手当) 約200万円/園														
新 制 年 度	保育標準時間認定園に対する 加配保育士(常勤)経費 正規職員 408万円/園	+	土曜2時間開所 超勤対応経費 63万円/園	+	土曜2時間開所 事業費・事務費 80万円/園											
				△229万円												
研修費・被服手当	<p><b>論点 : 補助継続の可否</b></p> <p>○包括外部監査委員によると、上記補助金の早急な廃止を求めているわけではなく、職員支給後の使途が補助金目的に合致しているかの把握がなされていないことで費用対効果への疑問を述べたもので、その点での見直しを行うべきとの意見であると聞いている。(資料4-2 P13右下3)</p> <p>○協会としては、研修費手当・被服費手当の協会補助金は、職員支給後の使途が補助金目的に合致した使途になっているかの調査報告を園が新たに実施する見直しを行うことで、27年度以降も継続すべき。(資料4-2 P13右下4)</p>															
その他	<p><b>論点 : 保育士養成校との信頼関係</b></p> <p>○就職説明会や養成校訪問に用いる冊子「就職案内」に、福岡市の勧めで、保育士の給与として被服・研修費と長時間保育手当を載せている。(これらの手当がなくなると、)私たちは嘘の情報を流したことになり、養成校とこれまで培ってきた信頼関係が損なわれる。(資料4-1 P5中段 要約)</p>															

## 福岡市こども未来局の主張

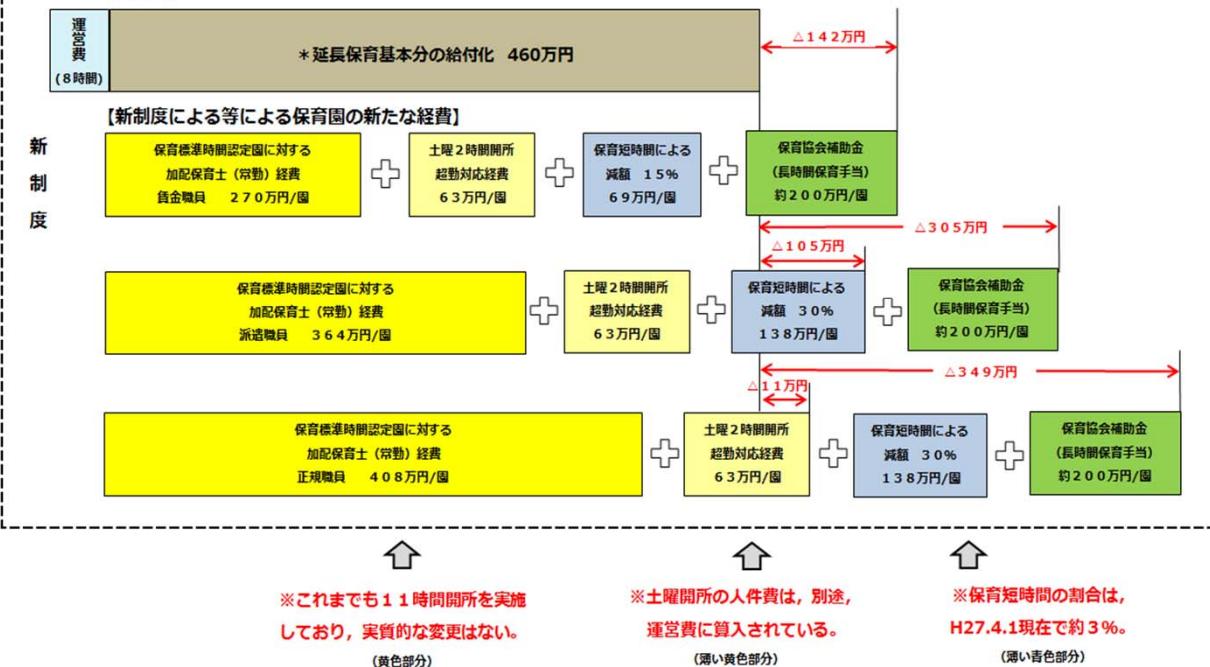
### 論点:新制度における収支

#### 新制度における収支

【こども未来局の考え方(資料3 P15)】

※保育協会作成資料(平成27年5月)より抜粋

【国制度】



### 論点:補助継続の可否

○研修費及び被服手当については、ともに運営費に算入されていること、他の政令市において同様の補助制度を設けている例がほぼないこと、また、研修費について、別途、職場研修の補助を始め多様な補助を実施していることを考慮すると、補助継続の合理的な説明が困難になっている。(資料3 P17)

○仮に領収書による清算を行うとしても、補助継続の必要性の合理的な説明が困難となっており、見直しが必要(口頭意見を要約:第2回委員会会議録P16)

### 論点:保育士養成校との信頼関係

○平成27年度採用に向けた「就職案内」の給与の欄(資料4-2 P6 左側)には、「平成26年4月現在」との記載があることから、一般的には当該時点の給与を例示したものと受け止められる。

○各保育所とも試算の結果、収入増となっているため、従来の長時間保育手当を各保育所で支給することは可能(資料3 P11)

項目	福岡市保育協会の主張
	<p><b>論点：国の方針との整合性</b></p> <p>○国は職員待遇の改善・充実は最重要課題だと認識し、全国厚生労働関係部局長会議において、「これまで、自治体で取り組んでこられた地方単独施策についても、こうした公定価格の考え方を踏まえ、引き続き充実に取り組んでいただくようお願いする」と述べているが、今回の福岡市による待遇改善費削減は、こうした国の動きに逆行している。(資料4-1 P5中段 要約)</p>
その他	<p><b>論点：保育士の待遇改善に係る雇用主と市の責任・役割</b></p> <p>○保育園の委託は、児童福祉法第24条第1項に基づくものである。このため、保育所運営費だけでは給与水準が低くなる民間保育士等の給与(その給料表は昭和50年代頃から市が作成)を引き上げるため、協会補助金の長時間保育手当等で加算する現行の給与体系は、市の主導でつくられたもので、雇用主の恣意的判断が入らないように、市の監査で厳格に指導されてきた。また、多くの施設では、補助金の支給が行われなかつた年度については、長時間保育手当を支給しない給与規定が定められている。(資料4-2 P10)</p> <p>○高い累積繰越金を持っている施設については、自園で長時間保育手当を支給すべきとの意見があるが、既に協会補助金要綱で補助金減額制度が整備されており、26年度に25施設が減額の対象となり100%～20%減額(156百万円)されている。しかしながら、長時間保育手当等の支給は給与規定どおり支給している。(資料4-2 P13右中段)</p> <p>○社会福祉法の改正で、累積繰越金は事業を継続するために必要な額以上には繰越できないことになる。(資料4-2 P13右中段)</p> <p>○施設整備が未実施園の25年度末累積繰越金が6,528万円であるとのことであるが、25年度150人定員で整備したある園では、6,180万円の累積繰越金がありながら、9,000万円の借入を行っている。まだ未実施の園では、その後の消費税増税や建設コスト増等建設費用増加の要素が加わっているため、それに対応する累積繰越金の準備も必要である。(資料4-2 P13右上段)</p> <p>○大半の保育園では、上記給料体系で保育士等の給与を支出しているが、平成25年度の決算では、182施設中46施設(25%)が赤字となっている。全国調査でも同様な傾向が出ており、経験年数が長い職員を抱えている施設に赤字が多いと報告している。保育所運営費の収支構造上の問題(資料4-2 P12右)</p> <p>○これらのこととは、福岡市が児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務者の責任と役割の下に作った保育の質と保育士の待遇改善の向上につながる福岡市独自の仕組みで、その仕組みで保育園を長年指導監督してきた。また、その仕組みの中で雇用主としての保育園は、その責務を果たしてきた。</p>

## 福岡市こども未来局の主張

### 論点：国の方針との整合性

○全国厚生労働関係部局長会議資料(資料4-2 P7 左側)の趣旨は、平成26年度までの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金における考え方を踏襲し、新制度において国が処遇改善を行うことを理由に各自治体が単独施策による処遇改善を見直した場合、国の処遇改善の効果が弱まることを懸念したものと考えられる。

○今回の長時間保育手当の見直しについては、各保育所において従来の長時間保育手当を支給できる収入増があること等から国の考え方には反しないものと考えており、平成26年度に厚生労働省に問い合わせた際には、差支えない旨の回答を得ている。

○また、被服手当と研修費の見直しについては、包括外部監査を契機に検討を行い、現時点で、補助を継続する合理的な理由を市民に説明することが困難と判断したものであり、新制度における国の処遇改善を理由に見直すものではない。

### 論点：保育士の処遇改善に係る雇用主と市の責任・役割

○地方自治法の規定により、地方自治体は補助できるとされているが、支出にあたっては、その原資が税金であることから、客観的に公益上必要であり、市民に対し合理的な説明ができる内容となっていることが求められる。(口頭意見を要約:第2回委員会会議録P16, 17)

○保育の他にも市に実施する責任のある事業は多数あり、市はそれらの多くを委託しているが、保育協会補助金以外に、市が委託先である民間企業・団体の従業者の給与を上乗せする補助金を出している例はなく、なぜ保育の分野にだけこのような補助金を支出するのかも、客観的に説明できなければならない。(口頭意見を要約:第2回委員会会議録P17)

○こども未来局としては、長時間保育手当の性格(平成26年度までにおける開所時間延長を実現するためのインセンティブ補助)を踏まえると、約460万円が組み込まれた運営費と重複して使うことについて、市民に対し合理的な説明ができない。当該増額分により各保育所の経営として職員処遇を改善していただきたいと考えているが、その際、増額分を、新たな雇用に使うのか、長時間保育手当のような給与水準引き上げに使うのかは、経営者が第一義的に決めるべき事柄。(口頭意見を要約:第2回委員会会議録P44)



## 福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 国において子ども・子育て支援新制度が実施されたことに伴い、福岡市保育協会補助金（以下「協会補助金」という。）について検証を行い、市民の理解が得られ、保育士の処遇改善に資する保育所運営補助のあり方について検討することを目的として、福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、協会補助金に関する検証及び今後の保育所運営補助のあり方に関する検討を行う。

### (構成員及び組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員（以下、「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、学識経験者、関係各分野の専門家、市民代表等10人程度とし、市長が委嘱する。

3 委員等の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる業務が終了するまでの期間とする。

### (運営)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員長がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員が委員長代理として会議の進行にあたる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、会議の内容が福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、福岡市総務企画局企画調整部に置く。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

### 附 則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。

## 福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会 委員名簿

氏名	団体・役職等	区分
上田 裕子	ボランティア団体「博多すくすくネット」 代表	市民代表 ※福岡市こども・子育て審議会公募委員
甲木 真哉	鴻和法律事務所	専門家等 (弁護士) ※福岡県弁護士会推薦
木村 茂喜	西南女学院大学保健福祉学部 准教授	学識経験者
櫻木 仁	公認会計士櫻木仁事務所	専門家等 (公認会計士) ※日本公認会計士協会 北部九州会推薦
納富 輝子	(有)一柳 取締役 一般社団法人福岡県中小企業家同友会 福岡地区 副幹事長	専門家等 (経営実務者) ※福岡県中小企業家同友会推薦
★ 針塚 進	中村学園大学教育学部 教授 発達支援センター長 教授	学識経験者
渕野 二三世	全国認定こども園連絡協議会 副会長	専門家等 (認定こども園園長)
松山 幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹	専門家等 (社会福祉法人制度改革関係者)

★委員長  
※委員氏名 五十音順

## 福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会 開催経緯

回 (開催日)	議事
第1回 (8月5日)	○福岡市の保育施策の状況と保育士の処遇について (1)福岡市の保育施策の状況について (2)保育士の処遇について ・福岡市私立保育士会意見
第2回 (8月 25 日)	○福岡市保育協会補助金について (1)補助金関係法令等について (2)保育協会補助金の概要について (3)協会補助金に係るこども未来局と保育協会の考え方について ・福岡市こども未来局意見 ・福岡市保育協会意見
第3回 (9月 29 日)	○福岡市保育協会補助金について ○今後の補助金のあり方について
第4回 (10月 28 日)	○報告書(案)について